

再生可能エネルギー買取サービス利用規約新旧比較表

【現行】2026 年 4 月 1 日実施	【変更】2026 年 11 月 1 日実施	備 考				
第1条 （略） 第2条 総則 1 利用者は、本規約に加え、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」（以下「要綱」といいます。）に従って本サービスを利用するものとします。なお、要綱が変更された場合には、変更後の要綱に従って本サービスを利用するものとします。 2 本規約が要綱に抵触する場合には、本規約が優先されるものとします。 3～4 （略） 第3条 規約の変更 1 当社は、法令もしくは要綱の変更、電気の安定供給その他の事情により、本規約（別表を含みます。以下同じ。）を変更する場合があります。なお、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は変更された税率に基づき本規約を変更いたします。 2～3 （略） 第4条 （略） 第5条 本サービスの内容等 1 当社は、本サービスの提供期間において、要綱に定める購入単価にかかわらず、利用者から買取を行ったひと月の電力量（以下「買取電力量」といいます。）に、別表1の「再生可能エネルギー買取サービスにおける電力買取単価」を乗じて、太陽光買取契約の買取料金を算定します。 2～7 （略） 第6条 本サービス内容の変更 1 （略） 2 前項に定める利用者からの申込によるサービスの切り替え（利用者が本サービスの利用を終了し、要綱に基づく太陽光買取契約に切り替える場合を含みます。）、または当社の事情によるサービスの終了に起因するサービスの切り替えがあった場合において、切り替え後のサービスの料金適用開始の日以降に、切り替え前のサービス適用期間中における買取料金の精算が必要となった場合（買取電力量の測定誤り等により、本来お支払いすべき買取料金と実際にお支払いした買取料金に差額が生じた場合を指します。）、当社は、切り替え前のサービスにおける電力買取単価にて計算された買取料金と、既にお支払い済の買取料金との差額（切り替え前のサービスが、金銭の支払いに代えてポイント等を進呈するサービスの場合は、当該ポイント等を円相当に換算して計算するものとします。）を、精算するものとします。 第7条～第14条 （略） 第15条 サービスの利用終了 1 （略） 2 前項により本サービスの利用を終了した場合、または第13条第1項各号により本サービスの提供が終了した場合、利用者と当社のいずれからも申し出がないときは、当社と利用者との間で締結されている要綱に基づく太陽光買取契約は継続するものといたします。太陽光買取契約に基づく電力受給の終了または太陽光設備の解列を希望される場合は、要綱に基づき当社に申込みをしていただきます。 3～5 （略） 第16条 （略）	第1条 （略） 第2条 総則 1 利用者は、本規約に加え、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」（以下「要綱」といいます。）および「再生可能エネルギー等からの電力購入単価」（以下「単価表」といいます。また、要綱と単価表を総称して「要綱等」といいます。）に従って本サービスを利用するものとします。なお、要綱等が変更された場合には、変更後の要綱等に従って本サービスを利用するものとします。 2 本規約が要綱等に抵触する場合には、本規約が優先されるものとします。 3～4 （略） 第3条 規約の変更 1 当社は、法令もしくは要綱等の変更、電気の安定供給その他の事情により、本規約（別表を含みます。以下同じ。）を変更する場合があります。なお、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は変更された税率に基づき本規約を変更いたします。 2～3 （略） 第4条 （略） 第5条 本サービスの内容等 1 当社は、本サービスの提供期間において、単価表に定める購入単価にかかわらず、利用者から買取を行ったひと月の電力量（以下「買取電力量」といいます。）に、別表1の「再生可能エネルギー買取サービスにおける電力買取単価」を乗じて、太陽光買取契約の買取料金を算定します。 2～7 （略） 第6条 本サービス内容の変更 1 （略） 2 前項に定める利用者からの申込によるサービスの切り替え（利用者が本サービスの利用を終了し、要綱等に基づく太陽光買取契約に切り替える場合を含みます。）、または当社の事情によるサービスの終了に起因するサービスの切り替えがあった場合において、切り替え後のサービスの料金適用開始の日以降に、切り替え前のサービス適用期間中における買取料金の精算が必要となった場合（買取電力量の測定誤り等により、本来お支払いすべき買取料金と実際にお支払いした買取料金に差額が生じた場合を指します。）、当社は、切り替え前のサービスにおける電力買取単価にて計算された買取料金と、既にお支払い済の買取料金との差額（切り替え前のサービスが、金銭の支払いに代えてポイント等を進呈するサービスの場合は、当該ポイント等を円相当に換算して計算するものとします。）を、精算するものとします。 第7条～第14条 （略） 第15条 サービスの利用終了 1 （略） 2 前項により本サービスの利用を終了した場合、または第13条第1項各号により本サービスの提供が終了した場合、利用者と当社のいずれからも申し出がないときは、当社と利用者との間で締結されている要綱等に基づく太陽光買取契約は継続するものといたします。太陽光買取契約に基づく電力受給の終了または太陽光設備の解列を希望される場合は、要綱等に基づき当社に申込みをしていただきます。 3～5 （略） 第16条 （略）					
別表1 再生可能エネルギー買取サービスにおける電力買取単価 <table><tr><td>単価（消費税等相当額込、1 kWhにつき）</td></tr><tr><td>8円</td></tr></table> ただし、~~2024年4月検針の翌日以降に発生する料金について~~、料金の算定期間の末日時点における受給最大電力が10kW以上の場合、電力買取単価に次の調整料金単価を加えます。	単価（消費税等相当額込、1 kWhにつき）	8円	別表1 再生可能エネルギー買取サービスにおける電力買取単価 <table><tr><td>単価（消費税等相当額込、1 kWhにつき）</td></tr><tr><td>8円</td></tr></table> ただし、料金の算定期間の末日時点における受給最大電力が10kW以上の場合、電力買取単価に単価表に定める調整料金単価（以下「調整料金単価」といいます。）を加えます。なお、その場合に適用される調整料金単	単価（消費税等相当額込、1 kWhにつき）	8円	
単価（消費税等相当額込、1 kWhにつき）						
8円						
単価（消費税等相当額込、1 kWhにつき）						
8円						

再生可能エネルギー買取サービス利用規約新旧比較表

【現行】2026 年 4 月 1 日実施	【変更】2026 年 11 月 1 日実施	備 考																																				
調整料金単価（消費税等相当額込、1 k W hにつき） 0 円 5 2 銭 ~~なお、当該供給区域における一般送配電事業者により系統連系受電サービス料金等の単価が改定された場合、当社は、当該改定後の託送料金平均単価に準じて、調整料金単価を変更いたします。~~	価は、当該料金の算定期間における単価とします。																																					
別表 2 提携先企業の特典一覧 1 提携先 （略） ア サービス内容 【9 円相当（消費税等相当額込）の進呈】 ①当社は、太陽光買取契約の買取料金を、買取月の翌月の検針日において確定する充当先の電気料金に充当します。ただし、買取単価は 1 k W h あたり 7 円（消費税等相当額込）とし、それ以外の充当に関する条件は本規約第 5 条に準ずるものとします。なお、 ~~2 0 2 4 年 4 月 検 針 の 翌 日 以 降 に 発 生 す る 料 金 に つ い て~~ 、料金の算定期間の末日時点における受給最大電力が 1 0 k W 以上の場合買取単価に ~~1 k W h あたり 0 円 5 2 銭（消費税等相当額込）~~ の調整料金単価を適用して算定します。 ~~なお、当該供給区域における一般送配電事業者により系統連系受電サービス料金等の単価が改定された場合、当社は、当該改定後の託送料金平均単価に準じて、調整料金単価を変更いたします。~~ ② （略） イ （略）	別表 2 提携先企業の特典一覧 1 提携先 （略） ア サービス内容 【9 円相当（消費税等相当額込）の進呈】 ①当社は、太陽光買取契約の買取料金を、買取月の翌月の検針日において確定する充当先の電気料金に充当します。ただし、買取単価は 1 k W h あたり 7 円（消費税等相当額込）とし、それ以外の充当に関する条件は本規約第 5 条に準ずるものとします。なお、料金の算定期間の末日時点における受給最大電力が 1 0 k W 以上の場合、買取単価に調整料金単価を加えて算定します。 ~~また、その場合に適用される調整料金単価は、当該料金の算定期間における単価とします。~~ ② （略） イ （略）																																					
別表 3 「再エネスマートプラン」 1 ～ 2 （略） 3 買取料金の算定方法 ① （略） ②①で割り当てした時間帯区分ごとの買取電力量ないし超過量（以下、総称して「時間帯区分等」といいます。）に、次表に定めた買取単価をそれぞれ乗じて得た値を合算して、ひと月の買取料金を算定いたします。なお、買取料金の単位は 1 円とし、その端数は、切り上げます。 買取単価（消費税等相当額込、1 k W h につき） <table><tr><th></th><th></th><th>適用対象契約（1）</th><th>適用対象契約（2）</th></tr><tr><th rowspan="3">時間帯区分</th><th>昼間時間またはピーク時間</th><td>1 2 . 0 円</td><td>8 . 5 円</td></tr><tr><th>軽負荷時間</th><td>8 . 0 円</td><td>—</td></tr><tr><th>夜間時間</th><td>7 . 0 円</td><td>7 . 0 円</td></tr><tr><th colspan="2">超過量</th><td>7 . 0 円</td><td>7 . 0 円</td></tr></table> ただし、~~2 0 2 4 年 4 月 検 針 の 翌 日 以 降 に 発 生 す る 料 金 に つ い て~~、料金の算定期間の末日時点における受給最大電力が 1 0 k W 以上の場合、買取単価に~~1 k W h あたり 0 円 5 2 銭（消費税等相当額込）~~の調整料金単価を適用して算定します。 ~~なお、当該供給区域における一般送配電事業者により系統連系受電サービス料金等の単価が改定された場合、当社は、当該改定後の託送料金平均単価に準じて、調整料金単価を変更いたします。~~			適用対象契約（1）	適用対象契約（2）	時間帯区分	昼間時間またはピーク時間	1 2 . 0 円	8 . 5 円	軽負荷時間	8 . 0 円	—	夜間時間	7 . 0 円	7 . 0 円	超過量		7 . 0 円	7 . 0 円	別表 3 「再エネスマートプラン」 1 ～ 2 （略） 3 買取料金の算定方法 ① （略） ②①で割り当てした時間帯区分ごとの買取電力量ないし超過量（以下、総称して「時間帯区分等」といいます。）に、次表に定めた買取単価をそれぞれ乗じて得た値を合算して、ひと月の買取料金を算定いたします。なお、買取料金の単位は 1 円とし、その端数は、切り上げます。 買取単価（消費税等相当額込、1 k W h につき） <table><tr><th></th><th></th><th>適用対象契約（1）</th><th>適用対象契約（2）</th></tr><tr><th rowspan="3">時間帯区分</th><th>昼間時間またはピーク時間</th><td>1 2 . 0 円</td><td>8 . 5 円</td></tr><tr><th>軽負荷時間</th><td>8 . 0 円</td><td>—</td></tr><tr><th>夜間時間</th><td>7 . 0 円</td><td>7 . 0 円</td></tr><tr><th colspan="2">超過量</th><td>7 . 0 円</td><td>7 . 0 円</td></tr></table> ただし、料金の算定期間の末日時点における受給最大電力が 1 0 k W 以上の場合、買取単価に調整料金単価を加えて算定します。 ~~なお、その場合に適用される調整料金単価は、当該料金の算定期間における単価とします。~~			適用対象契約（1）	適用対象契約（2）	時間帯区分	昼間時間またはピーク時間	1 2 . 0 円	8 . 5 円	軽負荷時間	8 . 0 円	—	夜間時間	7 . 0 円	7 . 0 円	超過量		7 . 0 円	7 . 0 円	
		適用対象契約（1）	適用対象契約（2）																																			
時間帯区分	昼間時間またはピーク時間	1 2 . 0 円	8 . 5 円																																			
	軽負荷時間	8 . 0 円	—																																			
	夜間時間	7 . 0 円	7 . 0 円																																			
超過量		7 . 0 円	7 . 0 円																																			
		適用対象契約（1）	適用対象契約（2）																																			
時間帯区分	昼間時間またはピーク時間	1 2 . 0 円	8 . 5 円																																			
	軽負荷時間	8 . 0 円	—																																			
	夜間時間	7 . 0 円	7 . 0 円																																			
超過量		7 . 0 円	7 . 0 円																																			